# 平成三十年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令 （平成三十年総務省・財務省令第一号）

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金四千億円とする。

# 附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。